

## 議第45号

桂川・小畑川水防事務組合理約の変更に関する協議について

桂川・小畑川水防事務組合理約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長      梶   本   頼   兼

桂川・小畑川水防事務組合理約の一部を改正する規約

桂川・小畑川水防事務組合理約の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「京都市助役」を「京都市副市長」に改める。

第11条を次のように改める。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、京都市会計管理者をもって充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により京都市収入役として在職するものとされた者がその職にある間は、この規約による改正後の桂川・小畑川水防事務組合理約第11条第2項の規定の適用については、同項中「京都市会計管理者」とあるのは、「京都市収入役」とする。

提案理由

桂川・小畑川水防事務組合理約の一部を変更する必要があるので提案する。